

令和 8 年度

日 時 令和 8 年 6 月 1 9 日 1 4 : 0 0 ~

場 所 更別村役場 3 階大会議室

第 1 回会議案

更別村地域公共交通活性化協議会

会 議 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶 会長 大野 仁

3. 議 題

報告第 1 号 令和 7 年度事業報告及び収支決算について
会計監査報告

議案第 1 号 令和 9 補助年度地域内フィーダー系統に係る地域公
共交通計画認定申請（案）について

4. そ の 他

5. 閉 会

3. 議題

報告第1号 令和7年度事業報告及び収支決算について

令和7年度 事業報告

令和7年6月13日 更別村地域公共交通活性化協議会 第1回会議

- ・令和6年度事業報告及び収支決算について
- ・令和8年度地域内フィーダー系統確保維持改善計画に係る計画認定申請について

9月29日 令和8年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る地域公共交通計画 認定通知

11月25日 令和7年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金交付申請

令和8年1月7日 更別村地域公共交通活性化協議会 第2回会議

- ・地域内フィーダー系統確保維持改善計画等に係る事業評価について
- ・令和8年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

2月25日 令和7年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金交付額確定

令和 7 年度 収支決算

(収入の部)

単位：円

科目	本年度 予算額	本年度 決算額	増 減	備 考
補助金	762,000	733,000	-29,000	国庫補助金 733,000
諸収入	0	8	8	貯金利息 8
計	762,000	733,008	-28,992	

(支出の部)

単位：円

科目	本年度 予算額	本年度 決算額	増 減	備 考
事業費	762,000	733,000	-29,000	更別村へ (地域内フィーダー系統 733,000 補助金)
計	762,000	733,000	-29,000	

収入決算額

733,008円

—

支出決算額

733,000円

=

繰越額

8円

会 計 監 査 報 告

令和7年度更別村地域公共交通活性化協議会会計決算につきまして、令和8年6月8日、関係諸帳簿並びに収入支出証拠書類等を詳細に監査したところ、適正に処理されていたので、ここに報告いたします。

令和8年6月19日

監 査 及 川 末 雄



監 査 濱 村 好 弘



議案第 1 号 令和 9 補助年度地域内フィーダー系統に係る地域公共交通計画認定申請（案）について

別添のとおり

4. その他

更別村地域公共交通活性化協議会設置要綱

（目的）

第1条 更別村地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59条。以下、「法」という。）の規定に基づく協議並びに村内における生活交通の確保方策等に関する協議を行うため設置する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を更別村字更別南1線93番地更別村役場内に置く。

（協議事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- （2） 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- （3） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- （4） 生活交通の確保方策等に関すること。
- （5） その他協議会が必要と認めること。

（会長）

第4条 協議会に会長を置き、更別村副村長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(協議会の委員)

第5条 協議会の委員は、法の規定区分に応じ、同表の右欄に定める者により構成するものとする。

番号	法の規定区分	関係機関等
1	法第6条第2項第1号	更別村副村長その他の更別村長が指名する職員
2	法第6条第2項第2号	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者又はその指名する者 北海道開発局帯広開発建設部長又はその指名する者 北海道十勝総合振興局長又はその指名する者 更別村副村長その他の更別村長が指名する職員
3	法第6条第2項第3号	釧路方面帯広警察署長又はその指名する者 地域公共交通の利用者 北海道運輸局帯広運輸支局長又はその指名する者 北海道十勝総合振興局長又はその指名する者 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者又はその指名する者 その他協議会が必要と認める者

(会議)

第6条 協議会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、会員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができる。この場合において、委員があらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって委員の出席とみなす。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合は、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求め説明若しくは意見を聴くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第7条 委員及び関係者は、協議会で協議が整った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、更別村企画政策課に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第9条 会長は、協議会の会計を監査する監査委員を委員の中から指名する。

- 2 監査委員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(財務)

第 10 条 協議会において、予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 11 条 協議会が解散した場合における協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長が別に定める方法により決算する。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は協議の上、別途定める。

附 則

この要項は、令和 5 年 4 月 2 7 日から施行する。

更別村地域公共交通活性化協議会 委員名簿

令和8年6月現在

法の規定区分		所 属	職 名	氏 名	備 考
第6条第2項 第1号の委員	地方公共団体及び村長が指名する者	更別村	副村長	大野 仁	会長
		更別村企画政策課	課長	本内 秀明	会長代理
		更別村産業課	課長	中村 清	
		更別村保健福祉課	課長	新聞 保	
		更別村住民生活課	課長	吉井 敬紀	
第6条第2項 第2号の委員	公共交通事業者等	十勝バス株式会社運輸営業部	部長	吉田 昌人	
		大新東株式会社道東営業所	所長	齊藤 賢二	
		大正交通有限会社	専務取締役	道見 賢人	
	道路管理者	北海道開発局帯広開発建設部道路計画課	課長	佐々木 一靖	
		十勝総合振興局帯広建設管理部事業室地域調整課	課長	赤塚 靖	
		更別村建設水道課	課長	石川 亮	
第6条第2項 第3号の委員	公安委員会	釧路方面帯広警察署交通第一課	課長	高谷 政伸	
	地域公共交通の利用者	更別村社会福祉協議会	理事	九々 昌弘	
		NPO法人どんぐり村サラリ	理事長	及川 末雄	監査
	学識経験者その他当該地方公共団体が必要と認めるもの	北海道運輸局帯広運輸支局	輸送・監査担当 首席運輸企画専門官	湯澤 憲一郎	
		十勝総合振興局地域創生部地域政策課	課長	牧村 匠太郎	
		十勝地区バス労働組合連絡会	代表	久保 真司	
		更別村商工会	経営指導員	濱村 好弘	監査
		Social Knowledge Bank合同会社	代表社員 株式会社社長大職務執行者	今井 母士子	
オブザーバー					
事務局	更別村企画政策課		課長補佐	鍵水 千恵	
	更別村企画政策課地域開発係		係長	石井 悠一郎	

* 法とは「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」をいう。

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

令和 8 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	更別村地域公共交通活性化協議会
住 所	北海道河西郡更別村字更別南 1 線 9 3 番地
代 表 者 氏 名	会 長 大 野 仁

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり
定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和 8 年 6 月 1 9 日

更別村地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

更別村では十勝管内の中核都市である帯広市へ通じる唯一の幹線交通である十勝バスを軸に、村内は村が無償で運行する村民バスが運行しています。現在、村民バスは平日月曜～金曜日にかけて市街地を循環する便が平日 1 日 9 回（月曜日は 5 便まで）、農村地区を含めた村内全域を乗合タクシーが平日 1 日 2 便運行しています。このほか、利用者は限定されますがスクールバスの運行、移送サービス事業（介護予防事業等の高齢者等の送迎を実施）、福祉有償運送事業（要支援、要介護、障がい者等の送迎を実施）を実施しています。

民間事業者の取組として介護タクシー事業（身体の不自由な人や要介護者等の送迎を実施）、NPO 法人サ拉里による送迎ボランティア活動（高齢者の日常生活（生活交通を含む）支援を目的に、住民の互助を推進する事業を実施）、スーパービレッジ構想関係ではさらクル無料移動サービスも実施されています。

こうした村内における公共交通網の勢力圏（バス停から 300m 内）は、本村の全人口の約 6 割をカバーしており、とりわけ字更別地区においては市街地を運行する村民バス及び十勝バスのバス路線を利用しやすい環境にあることから、7 割以上の住民が公共交通を利用できる状況となっているものの、字弘和・字勢雄地区といった市街地から離れた場所に位置する住民及び、農村部にある道の駅等の公共施設の利用、友人交流・集会などコミュニティへの参加や日常生活・医療関連への移動など、農村部に限らず全住民が公共交通を利用できる環境が少なくなっています。

上記により、バスなどの従来の公共交通だけではなく、区域内を運行する予約運行型タクシー（デマンド）など、運行方面を限定せず、利用者が指定する乗降地点間を運行し、効率的かつ利便性の高い公共交通を提供していく必要があります。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

地域公共交通確保維持改善事業の実施にあたり、以下の目標を設定する。

- ・ 令和 3 年度 予約運行型タクシーの平均日利用者数 5. 3 名（延べ利用者数）
※令和元年度、令和 2 年度に実施した実証実験（無料）時の数値を参考に決定
- ・ 令和 4 年度 予約運行型タクシーの平均日利用者数 6. 5 名（延べ利用者数）
- ・ 令和 5 年度 予約運行型タクシーの平均日利用者数 7. 7 名（延べ利用者数）
- ・ 令和 6 年度 予約運行型タクシーの平均日利用者数 9. 0 名（延べ利用者数）
- ・ 令和 7 年度 予約運行型タクシーの平均日利用者数 5. 0 名（延べ利用者数）
- ・ 令和 8 年度 予約運航型タクシーの平均日利用者数 5. 0 名（延べ利用者数）
- ・ 令和 9 年度 予約運航型タクシーの平均日利用者数 3. 7 名（延べ利用者数）
（更別村地域公共交通計画 P 2 5 参照）

(2) 事業の効果
更別村内の農村地域に限定せず、予約型運行タクシーを導入することにより、自動車免許を持たない高齢者等の交通弱者の移動手段が確保される。また、幹線である十勝バスとのアクセス向上や村内の市街地を循環する村民バス（R3 増便）への接続、さらには農村部にある道の駅等の公共施設の利用、友人交流・集会などコミュニティへの参加や日常生活・医療関連への移動が、地域の活性化に繋げていくと共に、利便性の向上による定住促進の効果も期待できる。 (令和4年事業実績：R3.10.1～R4.9.30 延べ利用者数 818 人) (令和5年事業実績：R4.10.1～R5.9.30 延べ利用者数 643 人) (令和6年事業実績：R5.10.1～R6.9.30 延べ利用者数 443 人) (令和7年事業実績：R6.10.1～R7.9.30 延べ利用者数 460 人) (令和8年事業実績：R7.10.1～R8.5.31 延べ利用者数 234 人) ※参考値
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・ 村内の公共交通機関のネットワークが一目でわかる公共交通マップの HP 掲載（更別村） ・ 予約運行型タクシーの広報掲載（更別村） ・ 予約運行型タクシーの現在位置や予約ができるアプリの運営（更別村、事業者） （更別村地域公共交通計画 P 2 1・2 2 参照） ・ 更別村スーパービレッジ構想に係る、無料スマホ貸出サービスの利用者に、更別村乗合タクシーのアプリをインストールした状態で配り、高齢者へのサポートなども合わせた利用の促進。
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
更別村から運行事業者に併託する委託料については、運行経費総額 11,656 千円（令和 7 年度委託料実績額）から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・ 利用者数及び収支については、運行事業者からの提供データを参照 ・ 利用者アンケート（well-being 調査 等） ・ 住民ヒアリング（行政区懇談会等での聞き取り） 等
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
① 車両の代替による費用削減等の内容 ※該当なし
② 代替車両を活用した利用促進策 ※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和元年11月1日
村民アンケート調査及び村民バスの乗降調査の結果について
農村地域予約運行型タクシー実証運行（冬季）実施概要（案）について
- ・ 令和2年4月13日（コロナのため書面開催）
更別地域公共交通網形成計画の決定
- ・ 令和2年8月4日
令和元年度の更別村公共交通の実証実験の結果等について
令和2年度の更別村公共交通の実証実験の予定等について
- ・ 令和3年2月17日
令和2年度の更別村公共交通の実証実験の結果等について
今後の更別村の公共交通体系について
- ・ 令和3年5月6日（書面開催）
地域内フィーダー系統確保維持計画案について協議
- ・ 令和4年6月3日（書面開催）
地域内フィーダー系統確保維持計画案について協議
- ・ 令和5年1月13日
地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について協議
- ・ 令和5年6月19日
地域内フィーダー系統確保維持計画案について協議
- ・ 令和6年1月15日
更別村地域公共交通網形成計画（案）の改正について協議
事業評価（案）について協議
生活交通確保維持改善計画（案）の変更について協議
- ・ 令和6年3月21日
地域公共交通計画策定に係る令和6年度事業計画（案）・収支予算（案）について協議
- ・ 令和6年6月21日
地域内フィーダー系統確保維持計画案について協議（承認）
- ・ 令和6年9月4日
更別村地域公共交通計画（令和7年度～令和11年度）の策定について協議
（地域公共交通ネットワークの課題設定と対応方針等）
- ・ 令和6年11月21日
更別村地域公共交通計画（令和7年度～令和11年度）の策定について協議
（更別村地域公共交通計画（令和7年度～令和11年度）の素案について協議）
- ・ 令和7年1月15日
更別村地域公共交通計画（令和7年度～令和11年度）について協議（承認）
- ・ 令和7年1月24日（書面開催）
地域内フィーダー系統確保維持計画変更申請案について協議（承認）
- ・ 令和7年6月13日
地域内フィーダー系統確保維持計画案について協議（承認）
- ・ 令和8年1月7日
地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価について協議（承認）
- ・ 令和8年6月19日
地域内フィーダー系統確保維持計画案について協議（承認）

19. 利用者等の意見の反映状況

各種団体等から利用者及び住民を代表する委員として参加いただいた協議会での議論や、実証実験の際の利用者から意見を参考に、運行エリアや運行曜日等を決定し、計画に反映した。

また、老人クラブ等の利用者からの意見やアンケート結果（Well-being）を参考に、利用対象者や運行方面の拡大を決定し、合わせて計画に反映した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)	北海道河西郡更別村字更別南 1 線 93 番地
(所 属)	更別村企画政策課
(氏 名)	地域開発係長 石井悠一郎
(電 話)	0155-52-2114
(e-mail)	kikaku@sarabetsu.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

都道府県名	市区町村名	協議会名
北海道	河西郡更別村	更別村地域公共交通活性化協議会

年度
令和9年度

申請 番号	市区町村名	運送予定者名	主たる業態	(申請番号)運行系統名等	運行系統			復 往	計画・運行 日数	計画・運行 回数	利便増進 特例措置	運送継続 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合(別表7・別表9・別表10)				
					起点	経由地	終点						運行態様 の別	補助開始年度	基準外で該当 する要件(別表 7・9)	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準外で該当 する要件(別表 7のみ)
1	更別村	大正交通有限公司	市町村(タクシー事業者)に運行委託(兼合タクシーなど)	(1) 更別村内便		更別村		245.0日	349.0回				区域型	令和3年度	① 幹線接続 ② 地域間幹線系統名・十勝バス広尾線 村内域の十勝バス停留所と接続	③ 前年度から引き継ぎ運行	
2									日	回							
3									日	回							

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
北海道	河西郡更別村	更別村地域公共交通活性化協議会	令和 9 年度

	人 口
人口集中地区以外(人)	3,001 人
交通不便地域等(人)	3,001 人

交通不便地域等の内訳

人口(人)	対象地区	根拠法
3,001 人	更別村	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

① 算定時間提供サービス・回数運行

[illegible][illegible][illegible]

運行回数・サービス提供時間算定表①

運行 系統	更別村内便										計 画										実 績										備 考 (調整、増便、運休、補助 対象外となった理由等)			
											片道・循環 回数					調整後の運行回数		調整率		運行日数		増便		運行回数*1		0+G+H=		サービス提供時間				K+L+M+N=		
											A	B	運行回数 A×B=C	運行回数 D	C×D=E	F	G	H	運休 (-)	天災*2 I	J	実運行時間 K	待機時間 L	回送時間 M	予約時間 N	O								
年月	曜日 区分	往復 回数		2	19	76.0	35.0%	27.0			F	G	H	運休 (-)	天災*2 I	J	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間				
9年 1月	平日	往	2																															
		復	2																															
		往																																
		復																																
		往																																
		復																																
		往																																
		復																																
		往																																
		復																																
		往																																
		復																																
小 計				19	76.0			27.0																										

*1 運行回数は、1 運行を1回としてカウントする。
(往、復、循環各1回)
*2 天災欄は、運休のうやむを得ない理由のもの

計画運行日数 B	245.0	実績運行日数 F		運休回数 (い)-(ろ)=(は)		349.0
計画運行回数 (い) E	349.0	実績運行回数 (ろ) J		やむを得ない運休回数 (に) (ハ)		
		サービス提供時間(リ) 0		運行割合 (ろ+に) / (い) = (ほ)		

年月	曜日 区分	片道・循環 回数 A	計 画				実 績										備 考 (調整・増便・運休・補助 対象外となった理由等)		
			運行日数 B	運行回数 A×B=C	調整後の運行回数		運行日数 F	増便 G	運行回数*1		C+G+H= J	サービス提供時間				K+L+M+N= O			
					調整% D	C×D=E			運休 H	天災*2 I		実運行時間 K	待機時間 L	回送時間 M	予約時間 N				
9年 2月	平日	往	18	72.0	35.0%	26.0							時間						
		復	2																
		往												時間					
		復												分					
		往												計					
		復																	
		往																	
		復																	
		往																	
		復																	
		往																	
		復																	
小 計		18	72.0		26.0														

年月	曜日 区分	片道・循環 回数 A	計 画				実 績						備 考 (調整・増便・運休・補助 対象外となった理由等)								
			運行日数 B	運行回数 A×B=C	調整後の運行回数		運行日数 F	運行回数*1		サービス提供時間											
					調整% D	C×D=E		増便 G	運休 (一) H	天災*2 I	C+G+H= J	実運行時間 K		待機時間 L	回送時間 M	予約時間 N	K+L+M+N= O				
9年 3月	平日	往	22	88.0	35.0%	31.0							時間								
		復	2																		
		往												時間							
		復												分							
		往												計							
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
小 計			22	88.0		31.0															

運行回数・サービス提供時間算定表①

運行 系統	更別村内便										計 画										実 績										備 考
	年月	曜日 区分	片道・循環 回数 A	運行日数 B	運行回数 A×B=C	調整後の運行回数 調整% D	C×D=E	運行日数 F	増便 G	運行回数*1 運休 (-) H	天災*2 I	0+G+H=J	実運行時間 K	待機時間 L	回送時間 M	予約時間 N	K+L+M+N=O	備 考 (調整、増便、運休、補助 対象外となった理由等)													
9年 4月	平日	往	2	21	84.0	35.0%	30.0						時間																		
		復	2																												
		往																													
		復																													
		往																													
		復																													
		往																													
小 計			21	84.0		30.0																									

*1 運行回数は、1 運行を1回としてカウントする。
(往、復、循環各1回)
*2 天災欄は、運休のうやむを得ない理由のもの

年月	曜日 区分	片道・循環 回数 A	運行日数 B	運行回数 A×B=C	計画		運行日数 F	増便 G	運行回数*1		C+G+H= J	実績					備考 (調整・増便・運休・補助 対象外となった理由等)	
					調整後の運行回数 調整% D	C×D=E			運行回数*1 運休（一） H	天災*2 I		実運行時間 K	待機時間 L	回送時間 M	予約時間 N	K+L+M+N= O		
9年 5月	平日	往	18	72.0	35.0%	26.0						時間						
		復	2															
		往											時間					
		復											分					
		往											計					
		復																
		往																
小計		往	18	72.0		26.0												
		復																
		往																
		復																
		往																
		復																
		往																

年月	曜日 区分	片道・循環 回数 A	運行日数 B	運行回数 A×B=C	計画		運行日数 F	増便 G	運行回数×1		C+G+H= J	実績					備考 (調整・増便・運休・補助 対象外となった理由等)
					調整後の運行回数 調整% D	C×D=E			運行回数 H	運休 (一) 天災×2 I		サービス提供時間					
												実運行時間 K	待機時間 L	回送時間 M	予約時間 N	K+L+M+N= O	
9年 6月	平日	往	22	88.0	35.0%	31.0						時間					
		復	2										時間				
		往											分				
		復											計				
		往															
		復															
		往															
小計			22	88.0		31.0											

運行回数・サービス提供時間算定表①

運行 系統	更別村内便										実績										備 考
	計 画					片道・循環 回数					運 行 回 数					サ ー ビ ス 提 供 時 間					
年 月	曜日 区分	運行日数 A	運行回数 A×B=C	調整後の運行回数 調整率 D	調整率 D	調整後の運行回数 C×D=E	運行日数 F	増便 G	運行回数*1 運休 (-) H	天災*2 I	0+G+H= J	実運行時間 K	待機時間 L	回送時間 M	予約時間 N	K+L+M+N= 0					
9年 7月	平日	往 復 2	21	84.0	35.0%	30.0						時間									
		往										時間									
		復										分									
		往										計									
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			
		復																			
		往																			

*1 運行回数は、1 運行を1回としてカウントする。
(往、復、循環各1回)
*2 天災欄は、運休のうやむを得ない理由のもの

年月	曜日 区分	片道・循環 回数 A	計 画				実 績										備 考 (調整、増便、運休、補助 対象外となった理由等)														
			運行日数 B	運行回数 A×B=C	調整後の運行回数		運行日数 F	増便 G	運行回数×1		0+G+H=J	サービス提供時間				K+L+M+N=O															
					調整率 D	C×D=E			運休 (一) H	天災*2 I		実運行時間 K	待機時間 L	回送時間 M	予約時間 N																
9年 8月	平日	往	2	21	84.0	35.0%	30.0						時間																		
		復	2																												
		往																													
		復																													
		往																													
		復																													
		往																													
小計		往		21	84.0		30.0																								

年月	曜日 区分	片道・循環 回数 A	計 画			実 績										備 考 (調整、増便、運休、補助 対象外となった理由等)																
			運行日数 B	運行回数 A×B=C	調整後の運行回数 調整率 D	調整後の運行回数 C×D=E	運行日数 F	運行回数*1			サービス提供時間				K+L+M+N=0																	
								増便 G	運休 (一) H	天災*2 I	C+G+H=J	実運行時間 K	待機時間 L	回送時間 M			予約時間 N															
9年 9月	平日	往	2	20	80.0	35.0%	28.0																									
		復	2																													
		往																														
		復																														
		往																														
		復																														
		往																														
小 合 計		往		20	80.0		28.0																									
		復																														
		往																														
		復																														
				245	980.0		349.0																									

協議会名： 更別村地域公共交通活性化協議会

地域公共交通計画関連書類

要綱に規定する下記事項の記載箇所(ページ数)を示した書類

※()記載は観光フィーダー

●地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割

(地域内観光フィーダー系統補助事業により運行する運行系統の地域の公共交通及び観光旅客の受入の必要性など、観光政策における位置付け・役割)

P18

●上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性

(上記を踏まえた地域内観光フィーダー系統補助事業の必要性)

P19

●地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要

(地域内観光フィーダー系統補助事業により運行する運行系統に係る事業及び実施主体の概要)

P19

●地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

P25

(実走31分+乗降6分)

1便目	8	:	15	総合センタ	→	発	8	:	52	総合センタ	→	着
2便目	9	:	15	総合センタ	→	発	9	:	52	総合センタ	→	着
3便目	10	:	15	総合センタ	→	発	10	:	52	総合センタ	→	着
4便目	11	:	15	総合センタ	→	発	11	:	52	総合センタ	→	着
5便目	12	:	15	総合センタ	→	発	12	:	52	総合センタ	→	着

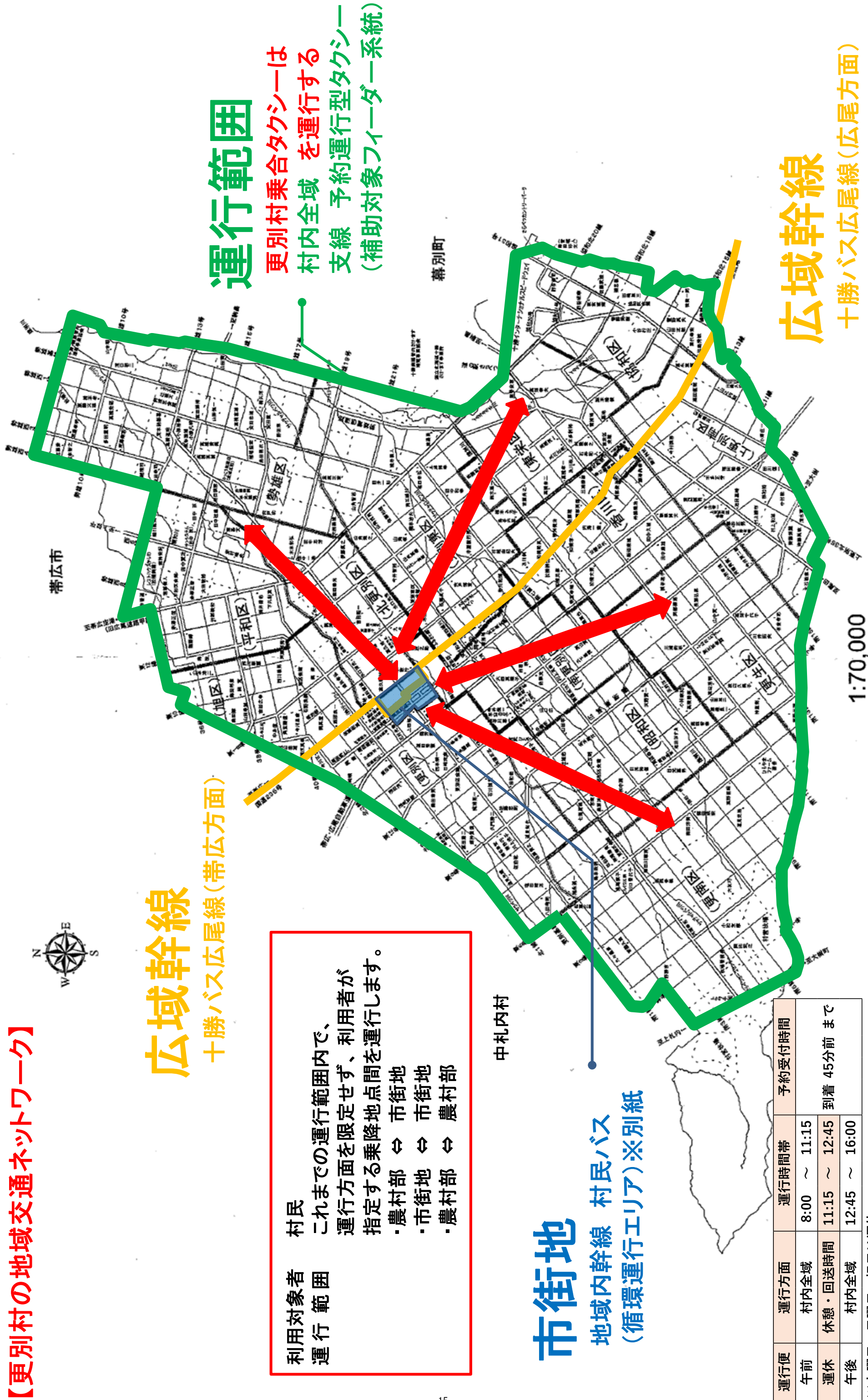
6便目	14:00	発→	14:37	総合センター	着
7便目	14:40	発→	15:17	総合センター	着
8便目	15:30	発→	16:07	総合センター	着
9便目	16:10	発→	16:47	総合センター	着

バス停⑪は十勝バスへ接続



時間経過は無降無しの経過時間

【更別村の地域交通ネットワーク】



運行範囲

更別村乗合タクシーは
村内全域 を運行する
支線 予約運行型タクシー
(補助対象ファイダーシステム)

広域幹線

十勝バス広尾線(広尾方面)

広域幹線

十勝バス広尾線(帯広方面)

利用対象者
運行 範囲

村民
これまでの運行範囲内で、
運行方面を限定せず、利用者が
指定する乗降地点間を運行します。

- ・農村部 ⇄ 市街地
- ・市街地 ⇄ 市街地
- ・農村部 ⇄ 農村部

市街地

地域内幹線 村民バス
(循環運行エリア)※別紙

運行便	運行方面	運行時間帯	予約受付時間
午前	村内全域	8:00 ~ 11:15	
運休	休憩・回送時間	11:15 ~ 12:45	到着 45分前 まで
午後	村内全域	12:45 ~ 16:00	

※土曜日・日曜日・祝日は運休

運行回数基礎資料

現 行

運行便	運行方面	運行時間帯	予約受付時間
第 1 便	村内全域	8:00 ~ 9:45	到着 45分前 まで 運休（休憩・回送時間） 11:15 ~ 12:45
第 2 便	村内全域	9:45 ~ 11:15	
第 3 便	村内全域	12:45 ~ 14:15	
第 4 便	村内全域	14:15 ~ 16:00	



住民案内用

運行便	運行方面	運行時間帯	予約受付時間
午前	村内全域	8:00 ~ 11:15	到着 45分前 まで
運休	休憩・回送時間	11:15 ~ 12:45	
午後	村内全域	12:45 ~ 16:00	

普段の買い物に！農繁期のお子さまの送迎に！

更別村乗合タクシーをご利用ください

令和3年10月1日から運行している更別村乗合タクシーは、令和6年4月から、村内にお住まいの方であれば村内のどこでも乗り降りできるようになっています。

ご利用にあたっては事前の予約と、降車時に運賃（利用料）が必要で、平日1日2便（午前・午後）を運行します。

ご利用を希望される方は、利用申込み手続きが必要になります。必要書類は企画政策課にお問い合わせください。

【時刻表・予約受付時間】

運行便	運行方面	運行時間帯	予約受付時間
午前	村内全域	8:00 ～ 11:15	到着 45分前 まで
運休	休憩・回送時間	11:15 ～ 12:45	
午後	村内全域	12:45 ～ 16:00	

※土曜日・日曜日・祝日は運休

【運賃（利用料）】

高校生・大人 300 円	中学生 200 円	小学生 100 円	未就学児 無料
--------------	-----------	-----------	---------



更別村乗合タクシーのご予約方法

①「大正交通(有)」に電話をかけ「更別村乗合タクシー」の予約であることを伝えます。

(ご予約は、事前に「利用申込み兼個人情報使用同意書」を役場へ提出済みであることが必要です)

※同意書の提出は初回のみ、書類は、村ホームページからダウンロード可能です。

ご予約電話番号 大正交通(有) 0155-64-5012



②名前、ID 番号（同意書返送後通知）、行政区を伝えます。



③利用を希望する日、希望の時刻を伝えます。

ご予約は、到着の45分前までに、ご連絡下さい。

「帰りの便」も利用する場合は、あわせてお知らせ下さい。片道だけの利用もできます。



④乗降場所・ご利用人数を伝えます。

村内どの場所でも、乗降ができます、乗降場所をお知らせ下さい。

例≫「自宅から診療所まで」、「自宅から●●区（町）の●●さん宅まで」、「●●店から自宅まで」

⑤お迎えの時間が伝えられます。

大正交通(有)から、ご自宅または、指定場所までのお迎えの時間をお知らせします。

⑥キャンセルや変更をする場合

キャンセルや変更などをする場合は、すみやかに大正交通(有)の予約電話番号にご連絡下さい。また、予定のお迎え時間を過ぎると予約の変更はできませんが、キャンセルの場合はすぐに、ご連絡下さい。

⑦お迎えの時間までに、ご自宅の前、もしくは指定場所にお越し下さい。

お迎え時刻が前後する場合がありますので、5分前までにはご自宅の前や指定場所までお越しください。道路状況によっては、到着が遅れる場合もありますので、ご了承下さい。

降車時に、運賃を運転手にお支払い下さい。

（高校生・大人 300 円、中学生 200 円、小学生 100 円、未就学児無料）

※お迎え時刻を過ぎて、お見えにならない場合、出発する場合があります。

※大雪などの悪天候により、運休する場合がございますので、ご了承下さい。

○更別村乗合タクシー

- ◆運賃：1乗車(お一人)300円 他
 - ◆運行方面：村内全域
 - ◆利用者：同意書(初回のみ)を提出した村民
- ※土曜・日曜・祝日は運休となります



事前のご利用申込み(1回だけ)と
ご予約(ご利用の都度)が必要

運行便	運行方面	運行時間帯	予約受付時間
午前	村内全域	8:00 ～ 11:15	到着 45分前 まで
運休	休憩・回送時間	11:15 ～ 12:45	
午後	村内全域	12:45 ～ 16:00	

- ◆利用申込み(利用登録)

☆役場企画政策課に利用申込みをしてください。

申込み後、予約に必要な「ID番号」と「バスワード」を発行します。

- ◆ご利用方法

○下記「大正交通(有)」に電話をかけ「更別村乗合タクシー」の予約であることを伝えます。

ご予約電話番号 大正交通(有) 0155-64-5012

○名前、ID番号(同意書返送後通知)などを伝えます。

- ①名前、ID番号、行政区
 - ②利用希望日、時間
 - ③乗降場所、利用人数
- 帰りの便も利用する場合はあらかじめお知らせください。片道だけの利用もできます。

例≫「自宅から診療所まで」、「自宅から●区(町)の●さん宅まで」、「●店から自宅まで」

○お迎えの時間が伝えられます。

大正交通(有)から、ご自宅または、指定場所までのお迎えの時間をお知らせします。

○キャンセルや変更をする場合

キャンセルや変更などをする場合は、すみやかに大正交通(有)の予約電話番号にご連絡下さい。また、予定のお迎え時間を過ぎると予約の変更はできませんが、キャンセルの場合はすぐに、ご連絡下さい。

○お迎えの時間までに、ご自宅の前、もしくは指定場所にお越し下さい。

お迎え時刻が前後する場合がありますので、5分前までにはご自宅の前や乗降場所までお越し下さい。道路状況によっては、到着が遅れる場合もありますので、ご了承下さい。

降車時に、お一人様につき下記運賃を運転手にお支払い下さい。

※出発時刻を過ぎて、お見えにならない場合、出発する場合があります。

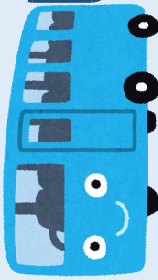
※大雪などの悪天候により、運休する場合がございますので、ご了承下さい。

- ◆運賃

	大人・高齢者	中学生	小学生	未就学児
運賃(片道)	300円	200円	100円	無料

更別村 地域公共交通のご案内

令和7年5月版



予約不要 どなたでもご利用できます

○村民バス

- ◆運賃：無料
 - ◆時刻表(運行ルート裏面)
- ※月曜日の6便以降と土曜・日曜・祝日は運休となります

No	バス停名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便
1	福祉の里総合センター	8:15	9:15	10:15	11:15	12:15	14:00	14:40	15:30	16:10
2	曙町	8:17	9:17	10:17	11:17	12:17	14:02	14:42	15:32	16:12
3	本町	8:20	9:20	10:20	11:20	12:20	14:05	14:45	15:35	16:15
4	憩の家	8:22	9:22	10:22	11:22	12:22	14:07	14:47	15:37	16:17
5	新栄町	8:24	9:24	10:24	11:24	12:24	14:09	14:49	15:39	16:19
6	花園町	8:27	9:27	10:27	11:27	12:27	14:12	14:52	15:42	16:22
7	緑町	8:30	9:30	10:30	11:30	12:30	14:15	14:55	15:45	16:25
8	改善センター	8:33	9:33	10:33	11:33	12:33	14:18	14:58	15:48	16:28
9	若葉町	8:35	9:35	10:35	11:35	12:35	14:20	15:00	15:50	16:30
10	社会福祉センター	8:39	9:39	10:39	11:39	12:39	14:24	15:04	15:54	16:34
11	街なか交流館	8:41	9:41	10:41	11:41	12:41	14:26	15:06	15:56	16:36
12	歯科診療所	8:43	9:43	10:43	11:43	12:43	14:28	15:08	15:58	16:38
13	中央町	8:44	9:44	10:44	11:44	12:44	14:29	15:09	15:59	16:39
14	コムニの里	8:48	9:48	10:48	11:48	12:48	14:33	15:13	16:03	16:43

○交通アプリシステムについて



- こちらのQRコードを読み取って、更別村の交通予約等システムにアクセスしてください。
- システムにアクセスすることで、どなたでも簡単に「村民バス」や「乗合タクシー」の現在地がリアルタイムで把握できます。
- 乗合タクシーの利用登録をし、IDとパスワードの発行を受けた方は、電話ではなくスマートフォン等からこのシステムを使って予約することができま



←更別村乗合タクシー
↓村民バス



【お問い合わせ窓口】
●村民バス～更別村建設水道課(0155-52-5200)
●乗合タクシー～更別村企画政策課(0155-52-2114)
※ご予約は大正交通(有)(0155-64-5012)

市街地詳細図



● 公共施設
★ 事業所等

《更別村乗合タクシーの運行範囲》

村内全域で、利用できます

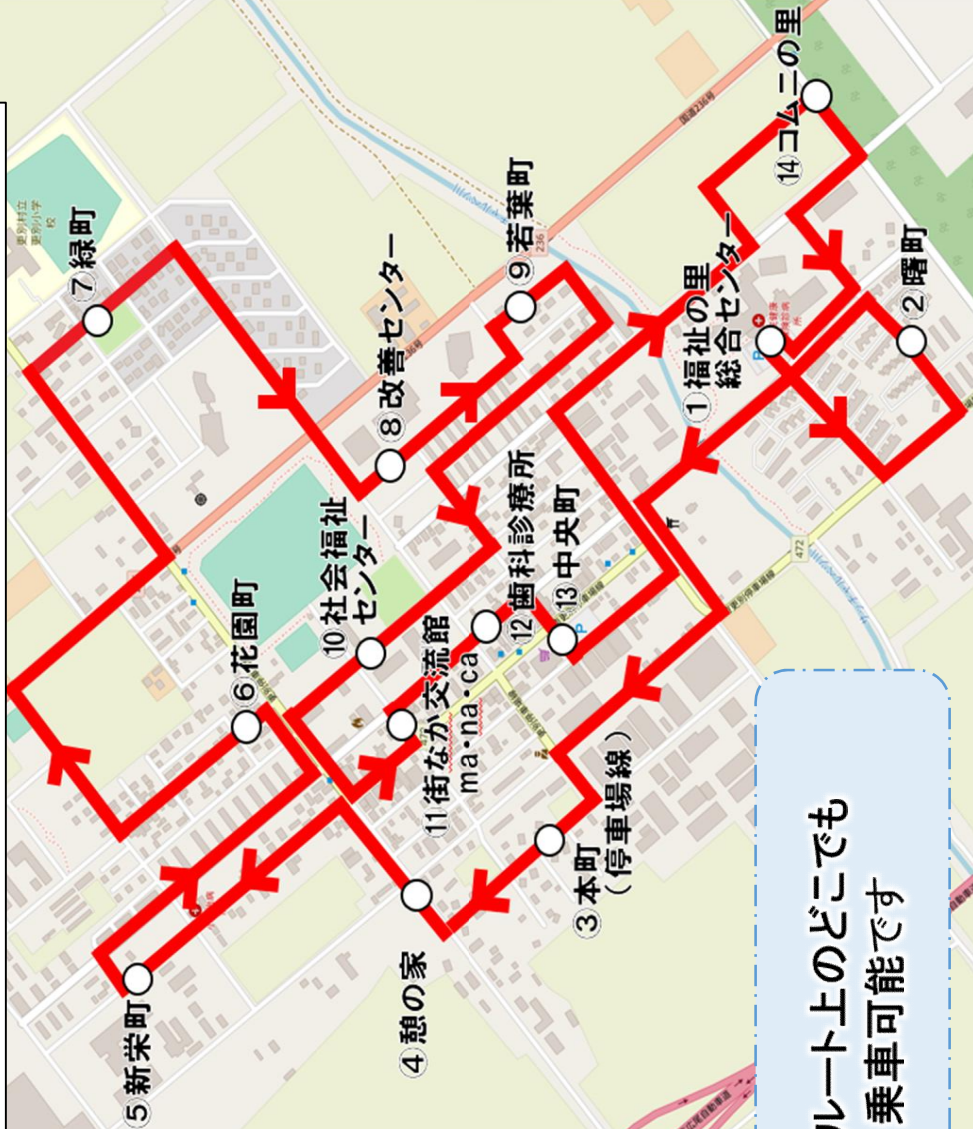
利用者が指定する乗降地点間を運行します。

平日、予約乗合有料（お一人様降車時300円他）

※土・日・祝日を除く

農村部 ⇄ 市街地
市街地 ⇄ 市街地
農村部 ⇄ 農村部

村民バス路線図（市街地拡大図）



※ルート上どこでも
乗車可能です

◇村民バスは

上記の赤いルートを

平日1日9回（月曜日は5便まで）

循環無料運行します。



※こちらのQRコードを読み取ることで、十勝バス広尾線の時刻表にアクセスすることができます。

至大樹町・広尾町

更別村地域公共交通活性化協議会 第1回会議 出席者名簿

日時:令和8年6月19日 14:00～

場所:更別村役場3階第会議室

法の規定区分		所 属	職 名	氏 名	備 考
第6条第2項 第1号の委員	地方公共団体及び 村長が指名する者	更別村	副村長	大野 仁	会長
		更別村企画政策課	課長	本内 秀明	
		更別村産業課	課長	中村 清	
		更別村保健福祉課	課長	新関 保	
		更別村住民生活課	課長	吉井 敬紀	
第6条第2項 第2号の委員	公共交通 事業者等	十勝バス株式会社運輸営業部	部長	吉田 昌人	代理出席 乗合課長 天野友子
		大新東株式会社道東営業所	所長	齊藤 賢二	
		大正交通有限会社	専務取締役	道見 賢人	
	道路管理者	北海道開発局帯広開発建設部道路計画課	課長	佐々木 一靖	代理出席 上席道路計画専門官 木村 光博
		十勝総合振興局帯広建設管理部事業室地域調整課	課長	赤塚 靖	欠席
		更別村建設水道課	課長	石川 亮	
第6条第2項 第3号の委員	公安委員会	釧路方面帯広警察署交通第一課	課長	高谷 政伸	欠席
	地域公共交通の 利用者	更別村社会福祉協議会	理事	九々 昌弘	
		NPO法人どんぐり村サラリ	理事長	及川 末雄	
	学識経験者その他 当該地方公共団 体が必要と認める もの	北海道運輸局帯広運輸支局	企画輸送・監査担当 首席運輸企画専門官	湯澤 憲一郎	
		十勝総合振興局地域創生部地域政策課	課長	牧村 匠太郎	代理出席 地域振興係長 小柳 陽久
		十勝地区バス労働組合連絡会	代表	久保 真司	
		更別村商工会	経営指導員	濱村 好弘	
		Social Knowledge Bank合同会社	代表社員 株式会社社長大職務執 行者	今井 母土子	代理出席 代表社員 株式会社社長大 池田 大介
オブザーバー					
事務局		更別村企画政策課	課長補佐	鎌水 千恵	
		更別村企画政策課地域開発係	係長	石井 悠一郎	

* 法とは「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」をいう。

更別村地域公共交通活性化協議会第1回会議 座席表

		会長	企画政策課	事務局	
十勝バス					事務局
大新東					産業課
大正交通					保健福祉課
帯広開発建設部					住民生活課
社会福祉協議会					建設水道課
ど さんぐり 村					e K B n o n w k 合 l e 同 d 会 g 社
	帯広運輸支局	十勝総合振興局 地域創生部	十勝地区バス 労働組合	更別村商工会	

入口

入口